

# 国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)

平成24年4月の年金支給分から国民健康保険税が特別徴収(仮徴収)される人(一定の要件を満たす場合)に、3月末頃に納税通知書兼特別徴収開始通知書(仮徴収)を送付します。

## 1. 特別徴収となる人の要件

国民健康保険に加入されている人で、次の要件をすべて満たす人(世帯主)です。

- ①世帯主が国民健康保険加入
  - ②世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳
  - ③世帯主の介護保険料が特別徴収されている
  - ④世帯主が受給している年金が年額18万円以上
  - ⑤特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給している年金額の2分の1以下
- ※世帯主が年度途中で75歳になる場合は、特別徴収にはなりません。
- ## 2. 特別徴収の対象となる年金
- 老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金で、受給額が年額18万円以上の年金が特別徴収の対象。  
複数の年金を受給している場合

は、次の優先順位により特別徴収される年金を決定します。複数の年金から重複して徴収されることはありません。

- ①厚生労働大臣(国民年金・厚生年金・船員保険の順)
- ②国家公務員共済組合
- ③農林漁業団体職員共済組合
- ④日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤地方公務員共済組合(公立学校共済組合を含む)

## 3. 年金からの特別徴収月

仮徴収は、年税額決定前の4月・6月・8月の支給年金から特別徴収します。

年税額決定後は仮徴収税額を差し引いた残りの額を10月・12月・2月の支給年金から特別徴収(本徴収)します。

## 4. 「申し出」により特別徴収から口座振替での普通徴収に変更することができません。

「申し出」は、書面による提出が必要です。特別徴収の停止は、「申し出」日の翌月から3か月目以降の最初の年金支給月からです。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。

※期別による口座振替となります。(納付書による納付には変更できません。)

3月末日までに「申し出」した場合は、6月以降の特別徴収を停止し、7月(第1期)から口座振替での普通徴収となります。滞納した場合は、特別徴収に切り替えることがあります。

## 必要なもの

- ①国民健康保険税納付方法変更申出書(市役所課税課窓口に用意してあります。)
  - ②山武市口座振替依頼書兼自動振込利用申込書(依頼者控)
- ※新たに口座振替で納付する人や、今までは異なる口座で振替納付をする人は、「申し出」前に金融機関で口座振替の手続きが必要が必要です。
- ※既に口座振替納付している人は②の提出は不要です。
- ③申出者(世帯主または世帯員)の身分証明書
  - ④印鑑(自動印不可)
- ## 5. 所得税・市県民税申告時の社会保険料控除
- 1月から12月までの1年間に納

国保税が年金から天引きされるお知らせです



付した国民健康保険税は、実際に支払った人が所得税確定申告や市民税県民税(住民税)申告の社会保険料控除とすることができます。

年金から特別徴収された国民健康保険税は、特別徴収された本人以外の人の社会保険料控除として申告することはできません。

ただし、「申し出」により口座振替による納付に変更した場合は、口座名義人の社会保険料控除として申告することができます。

## 6. 年金保険者からの通知

年金保険者からの「年金振込通知書」等に記載される国民健康保険税額は、市からの「納税通知書」等と同じ保険税であり、重複して徴収するものではありません。税額が変更された場合は、市から送付する通知をご確認ください。

## 関 課税課市民税係

☎(80)1281